

## 国内の社会保障制度改革の動向

平成  
18年

- 「障害者自立支援法」 施行
- ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化
- ・ 障害程度区分の導入 等

平成  
19

- 「障害者の権利に関する条約」 署名 (批准は平成26年)
- ・ 障害者の市民的・政治的権利、アクセシビリティの確保、教育・労働・雇用等を保障
- ・ 障害に基づく差別を禁止 等

平成  
22

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定
- ・ 障害の有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記

平成  
23～  
24

- 「障害者自立支援法等の改正」 施行
- ・ 発達障害を支援対象として明確化
- ・ グループホームの利用助成
- ・ 応能負担原則への見直し
- ・ 支給決定プロセスの見直し 等

- 「障害者基本法改正」 施行
- ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記

平成  
25

- 「障害者総合支援法」 施行
- ・ 難病患者を支援対象として明確化
- ・ ケアホームとグループホームの統合
- ・ 地域生活支援事業の追加
- ・ 重度訪問介護の範囲拡大 等

- 「第3次障害者基本計画」 閣議決定
- ・ 5箇年計画に変更
- ・ 基本原則の見直し
- ・ 安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮 等

平成  
26

- 「障害者の権利に関する条約」 批准

平成  
28

- 「障害者雇用促進法改正」 施行
- ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等

- 「障害者差別解消法」 施行
- ・ 不当な差別的扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供義務 等

- 「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」 施行
- ・ 医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等

- 「発達障害者支援法改正」 施行
- ・ 発達障害の定義の改正と理解促進
- ・ 発達障害者への切れ目のない支援体制 等

平成  
30

- 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定
- ・ サービスの新設（就労定着支援など）
- ・ 精神障害に対応した地域包括ケアの構築
- ・ 地域生活支援拠点等の整備
- ・ 障害児サービスの提供体制の構築 等

- 「第4次障害者基本計画」 策定
- ・ 障害者の権利擁護の推進
- ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障害特性に配慮したきめ細かい支援 等

- 「障害者総合支援法」の対象疾病の拡大（第5次）
- ・ 359疾病→361疾病

- 「障害者雇用促進法改正」 施行
- ・ 精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算

令和  
2

- 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」 策定
- ・ グループホーム等及び地域生活支援拠点の充実
- ・ 人材の確保に向けた研修、周知広報等の拡充
- ・ 成果指標の達成に向けた活動指標の設定 等

- 「障害者雇用促進法改正」 施行
- ・ 所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度
- ・ 優良事業所の認定制度 等

令和  
3

- 「障害者総合支援法の改正」 施行予定（令和6年）
- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 多様な就労ニーズに対する支援や質の向上
- ・ 精神障害、難病患者への支援の充実 等

- 「第5次障害者基本計画」 策定
- ・ 災害発生時の障害特性に配慮した支援
- ・ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ・ 情報アクセシビリティの向上 等

- 「障害者雇用促進法改正」 施行
- ・ 雇用の質の向上の為の事業主の責務明確化
- ・ 在宅就業支援団体の登録要件の緩和 等

令和  
5令和  
6

- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、継続の支援
  - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の医計画的な構築
  - ・ 医ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の充実

- 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・  $\wedge$ アルトレーニング等 $\rho$ が実施者養成推進
- 地域における相談支援体制の充実強化
  - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・ 市町村による包括的な支援体制の構築
- 障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉人材の確保・定着
  - ・ ICTの導入等による負担軽減
- 地域ニーズを踏まえた福祉計画の策定
  - 情報の取得利用・意思疎通の推進
    - ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 現行の障害福祉サービスの提供体制の基本的な仕組みが構築された
- ・ サービスの提供主体が市町村に一任され、「市町村障害福祉計画」がスタート
- ・ 障害のある人の「自立した生活」に向けた支援が主目的

- ・ 障害のある人の「自立した生活」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を重視した生活の実現にむけた支援へと変化
- ・ 給付サービスに加えて、地域支援事業による総合的な支援の充実が明記される
- ・ 障害のある人の対象が広がり、「難病患者」が支援対象となる

- ・ 地域共生社会の実現にむけた法整備が充実
- ・ 「合理的配慮」等の障害のある人の権利擁護の推進
- ・ 医ケア児や発達障害等の障害に関する対象、理解の拡大

- ・ 障害のある児童や医療的ケアの必要な児童に対する福祉サービスの提供体制の充実
- ・ 地域生活への定着に向けた新規サービスの拡充

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年施行）に基づく施策の充実
- ・ 福祉・防災関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保、障害のあるこどもに対する支援の充実
- ・ インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備、病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和3年施行）

令和  
8